

児童虐待防止アクションプラン（案） 見直しのポイント

1 次期プランの概要

- (1) 名称（仮） 児童虐待防止アクションプラン 2021～2026（令和3年3月策定予定）
- (2) 計画期間 令和3年度～令和8年度の5年間
現行プラン）平成28年度～平成32（令和2）年度
※平成17年に策定以降、5年ごとに見直し

2 策定の趣旨

児童虐待を防止するため、県民、県、市町村、児童福祉関係機関・施設等が緊密な連携のもと、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、再発防止に至るまでの切れ目のない施策や活動を的確に実施するため、令和3年度以降に関係機関等が担うべき役割と具体的に取組むべきことを明らかにし、実践するための行動計画として策定するもの。

3 プランの構成「4つの柱」

- (1) 虐待の発生を予防する
- (2) 虐待を早期に発見する
- (3) 虐待の相談機能と対応を充実する
- (4) 虐待の再発を防止する

4 現行プランの見直しのポイント

従前の市町村・児童相談所における相談支援体制の強化に加え、以下の項目を検討。

ポイント	反映内容
平成28年の児童福祉法改正	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの最善の利益（権利擁護の視点） ・家庭養育優先の原則
平成30年に発生した児童虐待死亡事案 検証報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村内連携の強化 ・関係機関との連携強化
DVとの連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもがいる家庭でのDVの記載 ・関係機関との連携強化
震災等の被災体験への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・トラウマ体験に配慮した相談支援
新型コロナウイルス感染症対策の影響	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における見守りの強化
現行計画の達成度、構成機関からの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・予防、早期発見の強化 (市町村要保護対策地域協議会を中心とした支援、地域における子育て支援、県民全体での見守りの視点) ・再発防止 (親子支援、施設退所を見越した段階的支援)
岩手県要保護児童対策地域協議会における検討	(本日の協議・意見を踏まえて)

5 スケジュール

時期	実施事項
R2. 4～5	県内各市町村、各機関へ令和元年度の実績及び次期プランに対する意見照会
R2. 10. 29	県要保護児童対策地域協議会 <骨子案の提示>
R2. 11 上旬～中旬	協議会委員からの意見集約 <素案調整>
R2. 12 初旬	パブリックコメント
R3. 1 中旬	パブコメ結果、協議会委員からの意見集約 <最終案調整>
R3. 2 中旬	県要保護児童対策地域協議会・県社会福祉審議会報告
R3. 3 下旬	県議会常任委員会（最終報告）、計画策定（決裁）

児童虐待防止アクションプラン(案)の概要

【現状と課題】

- 児童虐待による死亡事案の発生
- 児童虐待相談対応件数の増加
- DV・面前DVの通告が増加
- 養育者の育児不安の増加
- ひとたり親家庭の生活困難さ
- 負困状態が子どもに与える影響
- 家族が抱える問題の多様化複雑化

【施策の方向性】

- 子どもの最善の利益、家庭養育推進の原則に基づいた施策推進
- 児童虐待は人格形成や生命に関わる重要な問題との県民意識のさらなる醸成
- 児童虐待予防の視点を持った、子育て支援の推進
- 児童相談所、市町村の専門職員の確保と対応力の向上
- 子ども家庭に関わるあらゆる機関の連携強化

【目指す姿】

児童虐待を発生させない社会

1 虐待の発生を予防する

1 周知と啓発

- ① 児童虐待防止リーフレットの作成配布
- ② 体罰禁止を含めた県民等への虐待防止講座及び日常的な啓発活動の実施
- ③ オオレンジリボン・キヤンペーン(児童虐待防止の普及啓発)の実施
- ④ マスメディアやインターネットを活用した啓発活動
- ⑤ 児童に対する人権教育の強化
- ⑥ 県民等への児童の権利に関する啓発活動の実施
- ⑦ 児童虐待の実態と要因把握

2 母子保健活動の充実

- ① 総合的な相談支援機能の充実
- ② 思春期健康教育等(出前講座及び相談窓口)の実施
- ③ 中、高校生(乳児ふれあい体験)の充実
- ④ 女性のための健康相談の充実
- ⑤ 妊産婦・乳幼児健診未受診者対策の充実
- ⑥ 両親・母親学級等の充実
- ⑦ 父親や祖父母など家族全体での育児参加の促進
- ⑧ 母子保健指導者研修の実施
- ⑨ 産後うつ病対策の強化
- ⑩ 産前・産後ケアの充実
- ⑪ 乳児家庭全戸訪問事業の確実な実施
- ⑫ 岩手県周産期医療情報ネットワークシステムの推進

3 子育て家庭の支援の充実

- ① 子育て支援情報や相談機能の充実
- ② 相談支援拠点の設置
- ③ 訪問支援事業(養育支援訪問事業・子育てヘルパー等)の充実
- ④ 預かり支援(一時保育、病児保育、ショートステイ、トワイライトステイ)の実施
- ⑤ 負困状態にある児童の実態把握と関係機関との情報共有
- ⑥ 地域子育て支援拠点事業の拡充
- ⑦ 子育てサークル、母親クラブ、NPOの育成・支援
- ⑧ 民生委員等における地域見守り活動等の充実
- ⑨ 東日本大震災津波等の被災体験に配慮した相談支援の推進

2 虐待を早期に見る

1 地域における早期発見、見守り体制の充実

- ① 県民による早期発見と通告
- ② 民生委員・児童委員、保健推進委員等の連携及び対応力の強化
- ③ 要支援児童、特定妊婦の早期把握と要対協への登録
- ④ 市町村内部における情報共有の促進
- ⑤ ライフライン関係機関との連携
- ⑥ 民間団体・企業との連携
- ⑦ 防犯ボランティアとの連携

2 学校・医療機関・施設等における早期発見

- ① 学校等関係者に対する研修等の充実・早期発見体制の確立
- ② 医療関係者に対する研修等の充実
- ③ 保育施設等の職員等に対する研修等の充実
- ④ 民間相談機関との連携の充実(NPO等)

3 虐待の相談機能と対応を充実する

1 機関連携及び体制整備

- ① 学校・教育委員会との連携強化
- ② 警察との連携強化
- ③ 司法機関との連携強化
- ④ 医療・歯科医療機関との連携強化
- ⑤ 転居やケース移管・ケース送致時の確実な引継ぎ

2 市町村の相談・対応機能の充実

- ① 要保護児童対策地域協議会の実効ある活動
- ② 個別ケース検討会議の開催
- ③ 専門職員の確保等による相談体制の充実
- ④ 虐待通告48時間以内の対応による児童の安全確認
- ⑤ 24時間緊急対応体制の整備
- ⑥ 職員の研修受講による対応力の向上

3 児童相談所の相談・対応機能の充実

- ① 専門職員の拡充等による児童相談所の体制強化
- ② 専門的な対応機能の充実
- ③ 虐待通告後48時間以内の対応等児童の安全確認の徹底
- ④ 市町村との連携
- ⑤ 要保護児童対策地域協議会への支援
- ⑥ 24時間児童虐待相談対応の連携強化
- ⑦ DV相談支援機能との連携強化
- ⑧ 職員の研修受講による対応力の向上
- ⑨ 関係機関職員の研修受講による対応力の向上に向けた支援

4 広域連携の市町村支援の充実

- ① 市町村児童家庭相談への支援
- ② DV相談の充実と関係機関連携の強化
- ③ 民生委員・児童委員、主任児童委員等の活動への支援

5 社会福祉施設等の充実

- ① 児童養護施設等の機能の充実
- ② 家庭的な養育への推進
- ③ 被措置児童等への虐待の防止
- ④ 児童養護施設等の権利擁護の取組の促進
- ⑤ 児童養護施設等職員研修の充実
- ⑥ 里親制度の普及・啓発
- ⑦ 里親養育支援の充実

4 虐待の再発を防止する

1 親子分離後の家族支援

- ① 自立支援計画に基づく家族再統合の取り組み
- ② 親子に対する支援プログラムの充実
- ③ プログラム終了後のアフターケアの充実
- ④ 要保護児童対策地域協議会による支援の継続

2 児童養護施設、里親等措置解除後のアフターケアなどの充実

- ① 施設措置・委託解除に向けた移行支援
- ② 施設措置・委託解除後の要保護児童対策地域協議会による支援の継続
- ③ 自立・就労の安定化支援

【(次期)児童虐待防止アクションプラン】

- プランの性質
平成28年4月に策定した「児童虐待防止アクションプラン」を踏まえ、児童虐待を防止するため、県民、県、市町村、児童福祉関係機関・施設等が緊密な連携のもと、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、再発防止に至るまでの切れ目のない施策や活動を的確に実施するため、令和3年度以降に関係機関等が担うべき役割と具体的に取組むべきことを明らかにし、実践するための行動計画として策定するものであり、「いわて子どもプラン(2020～2024)」の部門別計画として位置づけられる。
- プランの期間
令和3年度～令和8年度
※ 毎年度、その実施状況等を確認するとともに、国の動向や県内の状況変化などを踏まえ、適時見直しを行う。
- プランの進捗管理
「岩手県要保護児童対策地域協議会」における評価・助言等を踏まえ、岩手県保健福祉部子ども子育て支援室において進捗管理を行う。